

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

新潟市教育委員会

教育長

夏目久義

新潟市教育委員会規則第4号

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市学校給食センター条例施行規則（平成12年新潟市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市黒埼学校給食センターの項対象学校等の欄に次の表を加える。

新潟市立中野小屋中学校

別表新潟市光晴学校給食センターの項対象学校等の欄に次の表を加える。

新潟市立濁川中学校

別表新潟市葛塚学校給食センターの項対象学校等の欄に次の表を加える。

新潟市立南浜中学校

別表新潟市亀田学校給食センターの項対象学校等の欄に次の表を加える。

新潟市立大江山中学校

別表新潟市西川学校給食センターの項対象学校等の欄に次の表を加える。

新潟市立赤塚中学校

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。